

○神奈川県町村情報システム共同事業組合個人情報の  
保護に関する法律施行条例

(令和5年2月10日)  
(条例第4号)

(趣旨)

**第1条** この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(手数料等)

**第3条** 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による開示を行う場合において、写しの交付等を行うときは、当該写しの交付等に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(委任)

**第4条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

**附 則**

(施行期日)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。